

訓練等給付事業の暫定支給決定に係る取扱いについて

1 目的

訓練等給付に係る障害福祉サービスは、障害者本人の希望を尊重し、その有する能力及び適性に応じ、より適切なサービス利用を図る観点から、利用を希望する事業について、「当該事業の継続利用についての利用者の最終的な意向の確認」及び「当該事業の利用が適切かどうかの客観的な判断」を行うための期間として暫定支給決定期間を定めています。

2 対象サービス

ア 自立訓練（機能訓練・生活訓練・宿泊型自立訓練）

イ 就労移行支援

ウ 就労継続支援A型（雇用契約を締結しない利用者を含む）

※ 就労継続支援B型・就労定着支援・自立生活援助は暫定支給決定を要しないものとします。

【暫定支給決定を行わずに支給決定を行うことが可能な事例】

申請時において、既に当該事業者により暫定支給決定中に行うアセスメントと同等と認められるアセスメントが行われており、改めて暫定支給決定によるアセスメントを要しないと判断される場合。

※ 支給決定前の実習等により行われるアセスメントをもって、暫定支給決定期間中に行うアセスメントに替える取扱いを認めません。

3 暫定支給決定期間

「2ヶ月間」

支給決定当初に、各サービス種別における通常の有効期間の支給決定を行い、支給決定期間のうち最初の2ヶ月間を暫定支給決定期間として決定します。

4 受給者証

受給者証（Ⅰ）「訓練等給付費の支給決定内容」（第四面）の予備欄に、暫定支給決定期間が記載されていますので確認してください。

「支給決定期間のうち○年○月○日から○年○月○日までは暫定支給決定期間とする。」と記載されています。

5 利用者の評価結果の報告

サービス提供事業者は、利用者のアセスメント内容、個別支援計画、当該計画に基づく支援実績記録及びその評価結果をとりまとめ、暫定支給決定期

間の終期の2週間前までに、受給者証に記載のある区福祉課・保健センターへ提出してください。

なお、アセスメント、個別支援計画、支援実績記録は事業所の任意様式で構いませんが、評価結果については次の報告書様式で提出してください。

「暫定支給決定期間にかかる訓練等給付事業評価結果報告書」

6 訓練継続の要否

事業所の評価結果が「適」であり、かつ利用者から申し出がない限りは、継続を希望しているものとみなし訓練継続とします。

なお、その場合、支給決定当初に、各サービス種別における通常の有効期間の支給決定を行っているため、本支給にあたっての決定通知及び受給者証の交付等はいりません（受給者証の支給決定期間において訓練を行うことができるものとします。）

事業所の評価結果が「不適」であり、改善効果が見込まれないと判断された場合は、暫定支給決定期間内に支給決定の取り消しを行うこととなります。

7 その他留意事項

就労継続支援A型のうち、雇用契約を締結する利用者については、まず暫定支給決定期間の雇用契約を締結し、期間終了後に改めて期間の定めのない雇用契約を締結してください。（利用希望者と暫定支給決定の初日から期間の定めのない雇用契約を締結し、その後暫定支給決定の結果利用できなくなった場合、事業者には当該利用希望者に解雇予告手当を支払う義務が生じるため）。